

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 特定計量器定期検査

産業企画課

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

〃

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく検定

生活安全企画課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十八年四月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
高梁市備中診療所	医療機関の名称	高梁市備中診療所	高梁市国民健康保険成羽病院附属備中診療所	平成二十八年四月一日
高梁市平川診療所	医療機関の名称	高梁市平川診療所	高梁市国民健康保険成羽病院附属平川診療所	平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第二百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年四月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

すこやか薬局

井原市下出部町一丁目三四番三号

平成二十七年十二月三十一日

平成28年4月26日 岡山県公報 第11781号

◎岡山県告示第二百七十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成二十八年四月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場所	期日
西粟倉村	いきいきふれあいセンター	平成二十八年六月二日 一三三〇〇〇
奈義町	奈義町役場	三日 一〇〇〇〇〇
勝央町	勝英農業協同組合勝央支店米検査場 豊久田ぶどう選果場 勝央町役場	六日 一〇三〇〇〇 七日 一三三〇〇〇 七日 一〇〇〇〇〇
美作市	美作市勝田総合支所梶並出張所 美作市勝田総合支所 美作市東粟倉総合支所 美作市大原総合支所 美作市作東公民館 美作市英田保健センター 美作市役所	八日 一〇三〇〇〇 九日 一三三〇〇〇 九日 一〇〇〇〇〇 十日 一〇〇〇〇〇 十日 一三三〇〇〇 十三日 一〇〇〇〇〇 十三日 一三三〇〇〇 十四日 一〇〇〇〇〇 十五日 一〇〇〇〇〇 十五日 一三三〇〇〇

平成28年4月26日 岡山県公報 第11781号

〔二七一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年四月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンパーク新見

所在地 新見市正田字橋ノ本四三三―六ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社サンディ

住所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目七番五〇号

代表者の氏名 代表取締役 三上 博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社サンディ

住所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目七番五〇号

代表者の氏名 代表取締役社長 平井 晃

（変更後） 名称 株式会社サンディ

住所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目七番五〇号

代表者の氏名 代表取締役 三上 博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

（変更前） 届出書別紙一に記載のとおり

（変更後） 届出書別紙一に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十三年七月一日

二 届出年月日

平成28年4月26日 岡山県公報 第11781号

平成二十八年四月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年四月二十六日から同年八月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一七二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年四月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンパーク新見

所在地 新見市正田字橋ノ本四三三―六ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社サンディ

住所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目七番五〇号

代表者の氏名 代表取締役 三上 博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

株式会社ジュンテンドー 午前九時

(変更後)

株式会社ジュンテンドー 午前八時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

屋外平面駐車場 午前九時から午後十時まで

建物屋上駐車場 午前九時から午後十時まで

(変更後)

屋外平面駐車場 午前七時三十分から午後十時まで

建物屋上駐車場 午前七時三十分から午後十時まで

平成28年4月26日 岡山県公報 第11781号

4 変更年月日

平成二十八年四月十六日

二 届出年月日

平成二十八年四月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年四月二十六日から同年八月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び新見市産業部商業観光課

◎岡山県公安委員会告示第六十二号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十六日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（一級）	学科試験	平成二十八年八月二十二日（月曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十八年九月三日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十条第三項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

- 2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十八年七月十一日(月曜日)から同月十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

平成28年4月26日 岡山県公報 第11781号

◎岡山県公安委員会告示第六十三号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十六日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（二級）	学科試験	平成二十八年八月二十二日（月曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十八年九月二十四日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

- ア 県内に住所を有する者
住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通
- イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十八年七月十一日（月曜日）から同月十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。